

別紙

平成元年 3 月 1 日付直法 2－1「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

改 正 後	改 正 前
（用語の意義） 1 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1) 法 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）をいう。 (2) 令 法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）をいう。 <u>(3) 消法 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）をいう。</u> <u>(4) 消法令 消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）をいう。</u> <u>(5) 措置法 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）をいう。</u> <u>(6) 消費税等 消費税及び地方消費税をいう。</u> <u>(7) 税抜経理方式 消費税等の額とこれに係る取引の対価の額とを区分して経理をする方式をいう。</u> <u>(8) 税込経理方式 消費税等の額とこれに係る取引の対価の額とを区分しないで経理をする方式をいう。</u> <u>(9) 課税期間 消法第 19 条第 1 項《課税期間》に規定する課税期間をいう。</u> <u>(10) 課税仕入れ等 消法第 2 条第 1 項第 12 号《定義》に規定する課税仕入れ又は同項第 2 号に規定する保税地域からの同項第 11 号に規定する課税貨物の引取りをいう。</u> <u>(11) 特定課税仕入れ 消法第 5 条第 1 項《納税義務者》に規定する特定課税仕入れをいう。</u> <u>(12) 仮受消費税等の額 課税期間中に行った消法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税の額及び当該消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税の額に相当する金額をこれらに</u>	（用語の意義） 1 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1) 法 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）をいう。 (2) 令 法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）をいう。 <u>(3) 措置法 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）をいう。</u> <u>(4) 消費税等 消費税及び地方消費税をいう。</u>

改 正 後	改 正 前
<u>係る取引の対価の額と区分する経理をする場合における当該課されるべき消費税の額及び当該課されるべき地方消費税の額に相当する金額をいう。</u> <u>(13) 仮払消費税等の額 課税期間中に行った課税仕入れ等に係る消法第 30 条第 2 項《仕入れに係る消費税額の控除》に規定する課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額(以下(15)までにおいて「課税仕入れ等に係る消費税額等」という。)をこれらに係る取引の対価の額と区分する経理をする場合における当該課税仕入れ等に係る消費税額等をいう。</u> <u>(14) 控除対象外消費税額等 令第 139 条の 4 第 5 項《資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入》の「控除をすることができない金額及び当該控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額」をいう。</u> <u>(15) 控除対象消費税額等 消法第 30 条第 1 項の規定の適用を受ける場合における課税仕入れ等に係る消費税額等のうち控除対象外消費税額等以外の金額をいう。</u>	<u>(5) 控除対象外消費税額等 消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 30 条第 1 項《仕入れに係る消費税額の控除》の規定の適用を受ける場合における同条第 2 項に規定する課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額 ((6)において「課税仕入れ等に係る消費税額等」という。)のうち同条第 1 項の規定による控除をすることができない金額及び当該控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額をいう。</u> <u>(注) 課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額又は控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額とは、それぞれ令第 139 条の 4 第 6 項《資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入》に規定する課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額又は控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額をいう。</u> <u>(6) 控除対象消費税額等 消費税法第 30 条第 1 項の規定の適用を受ける場合における課税仕入れ等に係る消費税額等のうち控除対象外消費税額等以外の金額をいう。</u> <u>(7) 税抜経理方式 消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを</u>

改 正 後	改 正 前
(廃 止) (税抜経理方式と税込経理方式の選択適用) <u>2 法人（消法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定により消費税を納める義務が免除されるものを除く。以下3の2《仮受消費税等又は仮払消費税等と異なる金額で経理をした場合の取扱い》までにおいて同じ。）が行う取引に係る消費税等の経理処理につき、当該法人が行う全ての取引について税抜経理方式又は税込経理方式のいずれかの方式に統一していない場合には、その行う全ての取引についていずれかの方式を適用して法人税の課税所得金額を計算するものとする。ただし、法人が売上げ等の収益に係る取引につき税抜経理方式で経理をしている場合において、固定資産、繰延資産及び棚卸資産（以下「固定資産等」という。）の取得に係る取引又は販売費及び一般管理費等（以下「経費等」という。）の支出に係る取引のいずれかの取引について税込経理方式で経理をしたときは、当該取引については税込経理方式を、当該取引以外の取引にあつては税抜経理方式を適用して法人税の課税所得金額を計算する。</u> <u>(注) ただし書の適用に当たっては、固定資産等のうち棚卸資産の取得に係る取</u>	<u>区分して経理する方式をいう。</u> <u>(8) 税込経理方式 消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分しないで経理する方式をいう。</u> <u>(消費税等に係る経理処理の原則)</u> <u>2 法人税の課税所得金額の計算に当たり、法人が行う取引に係る消費税等の経理処理については、法若しくは措置法又はこの通達に別段の定めがあるものを除き、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って処理するものとする。</u> (税抜経理方式と税込経理方式の選択適用) <u>3 法人税の課税所得金額の計算に当たり、法人が行う取引に係る消費税等の経理処理については、税抜経理方式又は税込経理方式のいずれの方式によることとしても差し支えないが、法人の選択した方式は、当該法人が行う全ての取引について適用するものとする。ただし、法人が売上げ等の収益に係る取引につき税抜経理方式を適用している場合には、固定資産、繰延資産及び棚卸資産（以下「固定資産等」という。）の取得に係る取引又は販売費、一般管理費等（以下「経費等」という。）の支出に係る取引のいずれかの取引について税込経理方式を選択適用できるほか、固定資産等のうち棚卸資産の取得に係る取引については、継続適用を条件として固定資産及び繰延資産と異なる方式を選択適用できるものとする。</u> <u>(注) 1 個々の固定資産等又は個々の経費等ごとに異なる方式を適用することはできない。</u> <u>2 売上げ等の収益に係る取引につき税込経理方式を適用している場合には、固定資産等の取得に係る取引及び経費等に係る取引については税抜経</u>

改 正 後	改 正 前
<u>引について、固定資産及び繰延資産と異なる方式を適用した場合には、継続して適用した場合に限りその適用した方式によるほか、次に定めるところによる。</u> (1) <u>個々の固定資産等又は個々の経費等ごとに異なる方式を適用しない。</u> (2) <u>消費税と地方消費税について異なる方式を適用しない。</u> <u>(売上げと仕入れで経理方式が異なる場合の取扱い)</u> <u>3 法人が国内において行う売上げ等の収益に係る取引について税込経理方式で経理をしている場合には、固定資産等の取得に係る取引又は経費等の支出に係る取引の全部又は一部について税抜経理方式で経理をしている場合であっても、2《税抜経理方式と税込経理方式の選択適用》にかかわらず、税込経理方式を適用して法人税の課税所得金額を計算することに留意する。</u> <u>(注) この取扱いは、消法第6条第1項《非課税》の規定により消費税を課さないこととされている資産の譲渡等のみを行う法人が、固定資産等の取得に係る取引又は経費等の支出に係る取引の全部又は一部について税抜経理方式で経理をしている場合についても同様とする。</u> <u>(仮受消費税等又は仮払消費税等と異なる金額で経理をした場合の取扱い)</u> <u>3の2 法人が行う取引に係る消費税等の経理処理について税抜経理方式によっている場合において、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定めるところにより法人税の課税所得金額を計算することに留意する。</u> (1) <u>仮受消費税等の額又は仮払消費税等の額を超える金額を取引の対価の額から区分して経理をしている場合</u> <u>その超える部分の金額を売上げ等の収益に係る取引の対価の額又は固定資産等の取得に係る取引若しくは経費等の支出に係る取引の対価の額に含める。</u>	<u>理方式を適用することはできない。</u> <u>3 消費税と地方消費税について異なる方式を適用することはできない。</u> (新 設) (新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>(注) 減価償却資産の取得に係る取引において仮払消費税等の額を超えて取引の対価の額から区分して経理をしたことによりその取得価額に含まれることとなる金額につき損金経理をしている場合には、その損金経理をした金額は法第 31 条第 1 項《減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法》に規定する「償却費として損金経理をした金額」に含まれるものとする。</u> <u>(2) 仮受消費税等の額又は仮払消費税等の額に満たない金額を取引の対価の額から区分して経理をしている場合 その満たない部分の金額を売上げ等の収益に係る取引の対価の額又は固定資産等の取得に係る取引若しくは経費等の支出に係る取引の対価の額から除く。</u> (期末一括税抜経理方式) 4 税抜経理方式による経理処理は、原則として取引 <u>(請求書の交付を含む。)</u> の都度行うのであるが、<u>消法令第 46 条第 2 項《課税仕入れに係る消費税額の計算》の規定の適用を受ける場合を除き、その経理処理を事業年度終了の時に</u> <u>おいて一括して行うことができるものとする。</u> (免税事業者の消費税等の処理) 5 <u>消法第 9 条第 1 項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定により消費税を納める義務が免除される法人については、その行う取引について税抜経理方式で経理をしている場合であっても、2《税抜経理方式と税込経理方式の選択適用》にかかわらず、税込経理方式を適用して法人税の課税所得金額を計算することに留意する。</u>	(期末一括税抜経理方式) 4 税抜経理方式による経理処理は、原則として取引の都度行うのであるが、その経理処理を事業年度終了の時ににおいて一括して行うことができるものとする。 (免税事業者等の消費税等の処理) 5 <u>法人税の課税所得金額の計算に当たり、消費税の納税義務が免除されている法人については、その行う取引に係る消費税等の処理につき、3《税抜経理方式と税込経理方式の選択適用》にかかわらず、税込経理方式によるのであるから留意する。</u> <u>(注) 1 この取扱いは、消費税等が課されないこととされている資産の譲渡等のみを行う法人についても適用がある。</u> <u>2 これらの法人が行う取引に係る消費税等の額は、益金の額若しくは損金</u>

改 正 後	改 正 前
(特定課税仕入れに係る消費税等の額) 5の2 特定課税仕入れの取引については、取引時において消費税等の額に相当する金銭の受払いがないのであるから、<u>税抜経理方式を適用することとなる法人であっても、当該特定課税仕入れの取引の対価の額と区分すべき消費税等の額はないことに留意する。</u> ただし、法人が当該特定課税仕入れの<u>取引につき課されるべき消費税の額及び当該消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税の額に相当する金額を当該取引の対価の額と区分して、例えば、仮受金及び仮払金等としてそれぞれ計上するなど仮勘定を用いて経理をしている場合には、当該仮受金又は仮払金等として経理をした金額はそれぞれ仮受消費税等の額又は仮払消費税等の額に該当するものとして、法人税の課税所得金額を計算することに留意する。</u> <u>(注) この取扱いによった場合においても、2《税抜経理方式と税込経理方式の選択適用》の適用については、税込経理方式で経理をしたことにはならないことに留意する。</u> (仮払消費税等及び仮受消費税等の清算) 6 税抜経理方式を適用することとなる法人は、課税期間の終了の時における仮受消費税等の額の合計額から仮払消費税等の額の合計額(控除対象外消費税額等に相当する金額を除く。<u>以下6において同じ。</u>)を控除した金額と当該課税期間に係る納付すべき消費税等の額との差額が生じた場合は、当該差額については、当該課税期間を含む事業年度において益金の額又は損金の額に算入するものとする。	<u>の額又は資産の取得価額等に算入されることになる。</u> (特定課税仕入れに係る消費税等の額) 5の2 <u>消費税法第5条第1項《納税義務者》に規定する特定課税仕入れ</u>（以下「特定課税仕入れ」という。）の取引については、取引時において消費税等の額に相当する金銭の受払いがないのであるから、<u>その取引の都度行う経理処理において当該特定課税仕入れの取引の対価の額と区分すべき消費税等の額はないことに留意する。</u> ただし、法人が当該特定課税仕入れの<u>取引の対価の額に対して消費税等が課せられるものとした場合の消費税等の額に相当する額を、例えば、仮受金及び仮払金等としてそれぞれ計上するなど仮勘定を用いて経理処理することとしても差し支えない。</u> (仮払消費税等及び仮受消費税等の清算) 6 <u>法人が消費税等の経理処理について税抜経理方式を適用している場合に</u>おいて、消費税法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定の適用を受けたこと等により、同法第19条第1項《課税期間》に規定する課税期間の終了の時における仮受消費税等の金額(特定課税仕入れの消費税等の経理金額を含む。)から仮払消費税等の金額(特定課税仕入れの消費税等の経理金額を含み、<u>控除対象外消費税額等に相当する金額を除く。</u>)を

改 正 後	改 正 前
<u>課税期間の終了の時における仮払消費税等の額の合計額から仮受消費税等の額の合計額を控除した金額と当該課税期間に係る還付を受ける消費税等の額とに差額が生じた場合についても同様とする。</u> (消費税等の損金算入の時期) 7 税込経理方式を適用することとなる法人が納付すべき消費税等の額は、納税申告書に記載された税額については当該納税申告書が提出された日の属する事業年度の損金の額に算入し、更正又は決定に係る税額については当該更正又は決定があった日の属する事業年度の損金の額に算入する。ただし、当該法人が申告期限未到来の当該納税申告書に記載すべき消費税等の額を損金経理により未払金に計上したときの当該金額については、当該損金経理をした事業年度の損金の額に算入する。 (消費税等の益金算入の時期) 8 税込経理方式を適用することとなる法人が還付を受ける消費税等の額は、納税申告書に記載された税額については当該納税申告書が提出された日の属する事業年度の益金の額に算入し、更正に係る税額については当該更正があった日の属する事業年度の益金の額に算入する。ただし、当該法人が当該還付を受ける消費税等の額を収益の額として未収入金に計上したときの当該金額については、当該収益に計上した事業年度の益金の額に算入する。	控除した金額と当該課税期間に係る納付すべき消費税等の額又は還付を受ける消費税等の額とに差額が生じたときは、当該差額については、当該課税期間を含む事業年度において益金の額又は損金の額に算入するものとする。 (注) <u>特定課税仕入れの消費税等の経理金額とは、5の2《特定課税仕入れに係る消費税等の額》のただし書により、特定課税仕入れの取引に係る消費税等の額に相当する額として経理した金額をいう。</u> (消費税等の損金算入の時期) 7 法人税の課税所得金額の計算に当たり、税込経理方式を適用している法人が納付すべき消費税等は、納税申告書に記載された税額については当該納税申告書が提出された日の属する事業年度の損金の額に算入し、更正又は決定に係る税額については当該更正又は決定があった日の属する事業年度の損金の額に算入する。ただし、当該法人が申告期限未到来の当該納税申告書に記載すべき消費税等の額を損金経理により未払金に計上したときの当該金額については、当該損金経理をした事業年度の損金の額に算入する。 (消費税等の益金算入の時期) 8 法人税の課税所得金額の計算に当たり、税込経理方式を適用している法人が還付を受ける消費税等は、納税申告書に記載された税額については当該納税申告書が提出された日の属する事業年度の益金の額に算入し、更正に係る税額については当該更正があった日の属する事業年度の益金の額に算入する。ただし、当該法人が当該還付を受ける消費税等の額を収益の額として未収入金に計上したときの当該金額については、当該収益に計上した事業年度の益金の額に算入する。

改 正 後	改 正 前
(少額の減価償却資産の取得価額等の判定) 9 令第133条《(少額の減価償却資産の取得価額の損金算入)》、令第133条の2《(一括償却資産の損金算入)》又は令第134条《(繰延資産となる費用のうち少額のものの損金算入)》の規定を適用する場合において、これらの規定における金額基準を満たしているかどうかは、法人が<u>これらの規定の適用がある減価償却資産に係る取引につき適用することとなる税抜経理方式又は税込経理方式に応じ、その適用することとなる方式により算定した価額により判定することに留意する。</u> 措置法に規定する特別償却等において定められている金額基準又は措置法第61条の4第4項第2号《(交際費等の<u>損金不算入</u>)》に規定する金額基準についても、同様とする。 (資産の評価損益等に係る時価) 10 資産又は時価評価資産について、次に掲げる規定を適用する場合におけるそれぞれ次に定める価額は、当該資産又は当該時価評価資産につき法人が<u>適用することとなる税抜経理方式又は税込経理方式に応じ、その適用することとなる方式による価額をいうものとする。</u> (1) 法第25条第3項《(資産の評価益)》 令第24条の2第5項第1号《(再生計画認可の決定に<u>準ずる事実等</u>)》に規定する「当該再生計画認可の決定があった時の価額」 (2) 法第33条第2項《(資産の評価損)》 同項に規定する「評価換えをした日の属する事業年度終了の時における当該資産の価額」 (3) 法第33条第4項 令第68条の2第4項第1号《(再生計画認可の決定に<u>準ずる事実</u>)》に規定する「当該再生計画認可の決定があった時の価額」	(少額の減価償却資産の取得価額等の判定) 9 令第133条《(少額の減価償却資産の取得価額の損金算入)》、令第133条の2《(一括償却資産の損金算入)》又は令第134条《(繰延資産となる費用のうち少額のものの損金算入)》の規定を適用する場合において、これらの規定における金額基準を満たしているかどうかは、法人が<u>適用している税抜経理方式又は税込経理方式に応じ、その適用している方式により算定した価額により判定する。</u> 措置法に規定する特別償却等において定められている金額基準又は措置法第61条の4第4項第2号《(交際費等の<u>範囲から除かれる飲食等のために要する費用</u>)》に規定する金額基準についても、同様とする。 (資産の評価損益等に係る時価) 10 資産又は時価評価資産について、次に掲げる規定を適用する場合におけるそれぞれ次に定める価額は、当該資産又は当該時価評価資産につき法人が<u>適用している税抜経理方式又は税込経理方式に応じ、その適用している方式による価額をいうものとする。</u> (1) 法第25条第3項《(資産評価による評価益の<u>益金算入</u>)》 令第24条の2第5項第1号《(再生計画認可の決定等の事実が生じた場合の<u>評価益の額</u>)》に規定する「当該再生計画認可の決定があった時の価額」 (2) 法第33条第2項《(資産の評価換えによる評価損の<u>損金算入</u>)》 同項に規定する「評価換えをした日の属する事業年度終了の時における当該資産の価額」 (3) 法第33条第4項《(資産評価による評価損の<u>損金算入</u>)》 令第68条の2第4項第1号《(再生計画認可の決定等の事実が生じた場合の<u>評価損の額</u>)》に規

改 正 後	改 正 前
(4) 法第 61 条の 11 第 1 項又は第 61 条の 12 第 1 項(連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益) 法第 61 条の 11 第 1 項に規定する「時価評価資産」に係る「その時の価額」 (5) 法第 62 条の 9 第 1 項(非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益) 同項に規定する「時価評価資産」に係る「非適格株式交換等の直前の時の価額」又は「その時の価額」 (注) 令第 122 条の 12 第 1 項第 5 号又は令第 123 条の 11 第 1 項第 5 号《時価評価資産から除かれる資産の範囲》に規定する「資産の価額」についても、同様とする。 (寄附金に係る時価) 11 法第 37 条第 7 項及び第 8 項《寄附金の損金不算入》の規定を適用する場合における「資産のその贈与の時ににおける価額」又は「資産のその譲渡の時ににおける価額」は、当該資産につき法人が<u>適用することとなる</u>税抜経理方式又は税込経理方式に応じ、その<u>適用することとなる</u>方式による価額をいい、「<u>経済的な利益のその供与の時ににおける価額</u>」は、<u>売上げ等の収益に係る取引につき法人が適用することとなる</u>方式に応じ、その<u>適用することとなる</u>方式による価額をいうものとする。 (資産に係る控除対象外消費税額等の処理) 13 令第 139 条の 4 第 5 項《資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入》に規定する資産に係る控除対象外消費税額等の合計額(以下「資産に係る控除対象外消費税額等」という。)については、同条の規定の適用を受け、又は受けないことを選択することができるが、同条の規定の適用を受ける場合には、資産	定する「当該再生計画認可の決定があった時の価額」 (4) 法第 61 条の 11 第 1 項又は第 61 条の 12 第 1 項(連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益) 法第 61 条の 11 第 1 項に規定する「時価評価資産」に係る「その時の価額」 (5) 法第 62 条の 9 第 1 項(非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益) 同項に規定する「時価評価資産」に係る「非適格株式交換等の直前の時の価額」又は「その時の価額」 (注) 令第 122 条の 12 第 1 項第 5 号又は令第 123 条の 11 第 1 項第 5 号《時価評価資産から除かれる資産の範囲》に規定する「資産の価額」についても、同様とする。 (寄附金に係る時価) 11 法第 37 条第 7 項及び第 8 項《寄附金の損金不算入》の規定を適用する場合における「資産のその贈与の時ににおける価額」又は「資産のその譲渡の時ににおける価額」は、当該資産につき法人が<u>適用している</u>税抜経理方式又は税込経理方式に応じ、その<u>適用している</u>方式による価額をいい、<u>同項に規定する「経済的な利益のその供与の時ににおける価額」については、当該法人が売上げ等の収益に係る取引につき適用している</u>方式に応じ、その<u>適用している</u>方式による価額をいうものとする。 (資産に係る控除対象外消費税額等の処理) 13 令第 139 条の 4 第 5 項《資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入》に規定する資産に係る控除対象外消費税額等の合計額(以下「資産に係る控除対象外消費税額等」という。)については、同条の規定の適用を受け、又は受けないことを選択することができるが、同条の規定の適用を受ける場合には、資産

改 正 後	改 正 前
に係る控除対象外消費税額等の全額について同条の規定を適用することになることに留意する。したがって、法人が資産に係る控除対象外消費税額等の一部について損金経理をしなかった場合には、その損金経理をしなかった資産に係る控除対象外消費税額等については、当該事業年度後の事業年度において同条第４項の規定を適用するのであるから留意する。 (注) １ この取扱いの後段の適用を受ける場合には、法人が資産に係る控除対象外消費税額等の一部について資産の取得価額に算入したときは、その資産の取得価額に算入した資産に係る控除対象外消費税額等は、当該資産の取得価額から除いて法人税の課税所得金額を計算することに留意する。 ２ 本文後段の取扱いは、当該事業年度が連結事業年度に該当する場合における当該連結事業年度後の事業年度にも適用する。 (資産の範囲) 14 令第 139 条の４《資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入》の資産には、棚卸資産、固定資産のほか繰延資産が含まれるが、前払費用（一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち当該事業年度終了の時ににおいてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいう。）は含まれないことに留意する。 (廃 止)	に係る控除対象外消費税額等の全額について同条の規定を適用しなければならないことに留意する。したがって、法人が資産に係る控除対象外消費税額等の一部について同条の規定の適用を受けなかった場合（資産に係る控除対象外消費税額等を資産の取得価額に算入した場合を含む。）には、その適用を受けなかった控除対象外消費税額等については、当該事業年度後の事業年度において同条第４項の規定を適用するのであるから留意する。 (注) １ この取扱いの後段の適用を受ける場合には、資産の取得価額に算入した資産に係る控除対象外消費税額等は、資産の取得価額から減額することになる。 ２ 本文後段の取扱いは、当該事業年度が連結事業年度に該当する場合における当該連結事業年度後の事業年度にも適用する。 (資産の範囲) 14 令第 139 条の４第 1 項に規定する資産には、棚卸資産、固定資産のほか繰延資産が含まれるが、前払費用（一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち当該事業年度終了の時ににおいてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいう。）は含まれないことに留意する。 (登録国外事業者以外の者との取引に係る仮払消費税等の金額) 14 の 2 税抜経理方式を適用している法人が行う取引のうち、登録国外事業者以外の国外事業者から受けた事業者向け以外の電気通信利用役務の提供の取引に係る仮払消費税等の金額（以下「未登録国外事業者に対する仮払消費税等の金額」という。）は、全額が控除対象外消費税額等となることに留意する。 この場合の当該仮払消費税等の金額の取扱いについては、それぞれ次のこと

改 正 後	改 正 前
<u>(適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税等の処理)</u> <u>14 の 2 国内において行った消法第 2 条第 1 項第 7 号の 2《定義》に規定する適格請求書発行事業者以外の者から行った同項第 12 号に規定する課税仕入れ（特定課税仕入れ並びに消法令第 46 条第 1 項第 5 号及び第 6 号《課税仕入れに係る消費税額の計算》に掲げる課税仕入れを除く。）に係る取引について税抜経理方式で経理をしている場合であっても、その取引の対価の額と区分して経理をした消費税等の額に相当する金額を当該課税仕入れに係る取引の対価の額に含めて法人税の課税所得金額を計算することになることに留意する。</u> <u>(注) 1 3 の 2 (1)(注)《仮受消費税等又は仮払消費税等と異なる金額で経理をした場合の取扱い》の取扱いは、本文の取扱いの適用を受ける場合についても同様とする。</u>	<u>に留意する。</u> <u>(1) 未登録国外事業者に対する仮払消費税等の金額が当該法人の資産に係るものである場合には、令第 139 条の 4 の規定の適用を受けることができる。</u> <u>(2) 未登録国外事業者に対する仮払消費税等の金額が当該法人が支出した交際費等に係るものである場合には、12《交際費等に係る消費税等の額》の注 2 の取扱いによる。</u> <u>(注) 1 登録国外事業者とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 9 号）附則第 39 条第 1 項《国外事業者の登録等》の規定により登録を受けた事業者をいい、国外事業者とは、消費税法第 2 条第 1 項第 4 号の 2《定義》に規定する国外事業者をいう。</u> <u>2 事業者向け以外の電気通信利用役務の提供とは、同項第 8 号の 3 に規定する電気通信利用役務の提供のうち、同項第 8 号の 4 に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するもの以外のものをいう。</u> (新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>2 本文の取扱いによった場合においても、2《税抜経理方式と税込経理方式の選択適用》の適用については、税込経理方式で経理をしたことにはならないことに留意する。</u> <u>(控除対象外消費税額等の対象となる消費税法の規定)</u> <u>14 の3 税抜経理方式を適用することとなる法人が国内において行う課税仕入れ等（消法第2条第1項第7号の2《定義》に規定する適格請求書発行事業者以外の者から行った同項第12号に規定する課税仕入れ（特定課税仕入れ並びに消法令第46条第1項第5号及び第6号《課税仕入れに係る消費税額の計算》に掲げる課税仕入れを除く。）を除く。）につき、例えば、次の規定の適用を受ける場合には、当該規定の適用を受ける取引に係る仮払消費税等の額は、控除対象外消費税額等となることに留意する。</u> <u>(1) 消法第30条第7項及び第10項から第12項まで(同条第7項及び第11項にあっては、ただし書を除く。) 《仕入れに係る消費税額の控除》</u> <u>(2) 消法第36条第5項《納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整》</u> <u>(経過措置(1)…改正通達の適用時期)</u> <u>別に定めるものを除き、この法令解釈通達による改正後の取扱いは、令和5年10月1日以後に国内において法人が行う資産の譲渡等（消法第2条第1項第8号《定義》に規定する資産の譲渡等をいう。以下同じ。）、国内において法人が行う課税仕入れ(同項第12号に規定する課税仕入れをいう。以下同じ。) 及び保税地域（同項第2号に規定する保税地域をいう。以下同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第11号に規定する課税貨物をいう。以下同じ。）に係る消費税について適用し、同日前に国内において法人が行った資産の譲渡</u>	(新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>等、国内において法人が行った課税仕入れ及び保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。</u> <u>（経過的取扱い(2)…適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置）</u> <u>法人が国内において行った課税仕入れ等につき、所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号。以下「平成 28 年改正法」という。）附則第 52 条第 1 項《適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置》（消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 135 号。以下「平成 30 年改正令」という。）附則第 22 条第 2 項又は第 3 項《適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置》の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受ける場合には、この法令解釈通達による改正後の 14 の 2《適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税等の処理》の取扱いは、適用しない。この場合において、当該課税仕入れ等に係る取引について税抜経理方式を適用するときは、法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 132 号）附則第 14 条第 3 項《資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する経過措置》の規定による読替え後の令第 139 条の 4 第 5 項《資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入》に規定する当該課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額をこの法令解釈通達による改正後の 1 (13)《用語の意義》に規定する仮払消費税等の額とする。</u> <u>平成 28 年改正法附則第 53 条第 1 項《適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置》（平成 30 年改正令附則第 23 条第 2 項又は第 3 項《適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入</u>	

改 正 後	改 正 前
<u>れに係る消費税額の計算に関する経過措置》の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合についても同様とする。</u>	

別紙

平成元年３月２９日付直所３—８、直資３—６「消費税法等の施行に伴う所得税の取扱いについて」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

改 正 後	改 正 前
（用語の意義） １ この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1) 令 所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）をいう。 (2) 消法 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）をいう。 (3) 消法令 消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）をいう。 (4) 措置法 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）をいう。 (5) 消費税等 消費税及び地方消費税をいう。 (6) 個人事業者 消法第 2 条第 1 項第 3 号《定義》に規定する個人事業者をいう。 (7) 税抜経理方式 消費税等の額とこれに係る取引の対価の額とを区分して経理をする方式をいう。 (8) 税込経理方式 消費税等の額とこれに係る取引の対価の額とを区分しないで経理をする方式をいう。 (9) 課税期間 消法第 19 条第 1 項《課税期間》に規定する課税期間をいう。 (10) 課税仕入れ等 消法第 2 条第 1 項第 12 号《定義》に規定する課税仕入れ又は同項第 2 号に規定する保税地域からの同項第 11 号に規定する課税貨物の引取りをいう。 (11) 特定課税仕入れ 消法第 5 条第 1 項《納税義務者》に規定する特定課税仕入れをいう。 (12) 仮受消費税等の額 課税期間中に行った消法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税の額及び当該消費税の額	（用語の意義） １ この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1) 令 所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）をいう。 (2) 措置法 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）をいう。 (3) 消費税等 消費税及び地方消費税をいう。

改 正 後	改 正 前
<u>を課税標準として課されるべき地方消費税の額に相当する金額をこれらに係る取引の対価の額と区分する経理をする場合における当該課されるべき消費税の額及び当該課されるべき地方消費税の額に相当する金額をいう。</u> (13) <u>仮払消費税等の額 課税期間中に行った課税仕入れ等に係る消法第 30 条第 2 項《仕入れに係る消費税額の控除》に規定する課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額をこれらに係る取引の対価の額と区分する経理をする場合における当該課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額をいう。</u> (14) <u>控除対象外消費税額等 令第 182 条の 2 第 5 項《資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入》の「控除をすることができない金額及び当該控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額」をいう。</u>	<u>(4) 控除対象外消費税額等 消費税法第 30 条第 1 項《仕入れに係る消費税額の控除》の規定の適用を受ける場合における同条第 2 項に規定する課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額のうち同条第 1 項の規定による控除をすることができない金額及び当該控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額をいう。</u> <u>(注) 課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額又は控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額とは、それぞれ令第 182 条の 2 第 6 項《資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入》に規定する課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額又は控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額をいう。</u> <u>(5) 税抜経理方式 消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいう。</u> <u>(6) 税込経理方式 消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分しないで経理する方式をいう。</u>

改 正 後	改 正 前
(税抜経理方式と税込経理方式の選択適用) 2 個人事業者(消法第9条第1項本文(小規模事業者に係る納税義務の免除)の規定により消費税を納める義務が免除されるものを除く。以下3の2《仮受消費税等又は仮払消費税等と異なる金額で経理をした場合の取扱い》までにおいて同じ。)が行う取引に係る消費税等の経理処理につき、当該個人事業者の行う全ての取引について<u>税抜経理方式又は税込経理方式のいずれかの方式に統一していない場合には、その行う全ての取引についていずれかの方式を適用して所得税の課税所得金額を計算するものとする。</u> (注)1 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得(以下「事業所得等」という。)を生ずべき業務のうち2以上の所得を生ずべき業務を行う場合には、当該所得の種類を異にする業務ごとに上記の取扱いによることができるものとする。 2 譲渡所得の基因となる資産の譲渡で消費税が課されるものに係る経理処理については、当該資産をその用に供していた事業所得等を生ずべき業務と同一の方式によるものとする。 3 消費税と地方消費税は同一の方式によるものとする。 (固定資産等及び経費等の経理方式の選択適用) <u>2の2</u> 個人事業者が売上げ等の収入に係る取引につき税抜経理方式で経理をしている場合には、2《税抜経理方式と税込経理方式の選択適用》にかかわらず、固定資産、繰延資産、棚卸資産及び山林(以下「固定資産等」という。)の取得に係る取引又は販売費及び一般管理費等(山林の伐採費及び譲渡に要した費用を含む。以下「経費等」という。)の支出に係る取引のいずれか一方の取引について税込経理方式を適用できるほか、固定資産等のうち棚卸資産又は	(税抜経理方式と税込経理方式の選択適用) 2 所得税の課税所得金額の計算に当たり、消費税法第2条第1項第3号《定義》に規定する個人事業者(以下「個人事業者」という。)が行う取引に係る消費税等の経理処理(以下「経理処理」という。)については、<u>税抜経理方式又は税込経理方式のいずれの方式によることとしても差し支えないが、個人事業者の選択した方式は当該個人事業者の行う全ての取引について適用するものとする。</u> (注)1 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得(以下「事業所得等」という。)を生ずべき業務のうち2以上の所得を生ずべき業務を行う場合には、当該所得の種類を異にする業務ごとに上記の取扱いによることができるものとする。 2 譲渡所得の基因となる資産の譲渡で消費税が課されるものに係る経理処理については、当該資産をその用に供していた事業所得等を生ずべき業務と同一の方式によるものとする。 3 消費税と地方消費税は同一の方式によるものとする。 (固定資産等及び経費等の経理方式の選択適用) <u>3</u> 個人事業者が売上げ等の収入に係る取引につき税抜経理方式を適用している場合には、2《税抜経理方式と税込経理方式の選択適用》にかかわらず、固定資産、繰延資産、棚卸資産及び山林(以下「固定資産等」という。)の取得に係る取引又は販売費、一般管理費等(山林の伐採費及び譲渡に要した費用を含む。以下「経費等」という。)の支出に係る取引のいずれか一方の取引について税込経理方式を適用できるほか、固定資産等のうち棚卸資産又は山林の取

改 正 後	改 正 前
山林の取得に係る取引については、継続適用を条件として固定資産及び繰延資産と異なる方式を選択適用できるものとする。 (注) 1 個々の固定資産等又は個々の経費等ごとに異なる方式を適用しない。 2 消費税と地方消費税について異なる方式を適用しない。 <u>(売上げと仕入れで経理方式が異なる場合の取扱い)</u> 3 個人事業者が国内において行う売上げ等の収入に係る取引について税込経理方式で経理をしている場合には、固定資産等の取得に係る取引又は経費等の支出に係る取引の全部又は一部について税抜経理方式で経理をしている場合であっても、2《税抜経理方式と税込経理方式の選択適用》にかかわらず、税込経理方式を適用して所得税の課税所得金額を計算することに留意する。 (注) この取扱いは、消法第6条第1項《非課税》の規定により消費税を課さないこととされている資産の譲渡等のみを行う個人事業者が、固定資産等の取得に係る取引又は経費等の支出に係る取引の全部又は一部について税抜経理方式で経理をしている場合についても同様とする。 <u>(仮受消費税等又は仮払消費税等と異なる金額で経理をした場合の取扱い)</u> 3の2 個人事業者が行う取引に係る消費税等の経理処理について税抜経理方式によっている場合において、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定めるところにより所得税の課税所得金額を計算することに留意する。 (1) 仮受消費税等の額又は仮払消費税等の額を超える金額を取引の対価の額から区分して経理をしている場合 <u>そのを超える部分の金額を売上げ等の収</u>	得に係る取引については、継続適用を条件として固定資産及び繰延資産と異なる方式を選択適用できるものとする。 (注) 1 個々の固定資産等の取得に係る取引又は個々の経費等の支出に係る取引ごとに異なる方式を適用することはできない。 2 売上げ等の収入に係る取引につき税込経理方式を適用している場合には、固定資産等の取得に係る取引及び経費等の支出に係る取引については税抜経理方式を適用することはできない。 (新 設) (新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>入に係る取引の対価の額又は固定資産等の取得に係る取引若しくは経費等の支出に係る取引の対価の額に含める。</u> <u>② 仮受消費税等の額又は仮払消費税等の額に満たない金額を取引の対価の額から区分して経理をしている場合</u> <u>その満たない部分の金額を売上げ等の収入に係る取引の対価の額又は固定資産等の取得に係る取引若しくは経費等の支出に係る取引の対価の額から除く。</u> (年末一括税抜経理方式) 4 税抜経理方式による経理処理は、原則として取引<u>（請求書の交付を含む。）</u>の都度行うのであるが、<u>消法令第46条第2項《課税仕入れに係る消費税額の計算》の規定の適用を受ける場合を除き、その経理処理をその年12月31日において一括して行うことができるものとする。</u> (免税事業者の消費税等の処理) 5 <u>消法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定により消費税を納める義務が免除される個人事業者については、その行う取引について税抜経理方式で経理をしている場合であっても、2《税抜経理方式と税込経理方式の選択適用》にかかわらず、税込経理方式を適用して所得税の課税所得金額を計算することに留意する。</u> (特定課税仕入れに係る消費税等の額) 5の2 特定課税仕入れの取引については、取引時において消費税等の額に相当する金銭の受払いがないのであるから、<u>税抜経理方式を適用することとなる個人事業者であっても、当該特定課税仕入れの取引の対価の額と区分すべき消費</u>	(年末一括税抜経理方式) 4 税抜経理方式による経理処理は、原則として取引の都度行うのであるが、その経理処理をその年12月31日において一括して行うことができるものとする。 (免税事業者等の消費税等の処理) 5 <u>所得税の課税所得金額の計算に当たり、消費税の納税義務が免除されている個人事業者については、その行う取引に係る消費税等の処理につき、2《税抜経理方式と税込経理方式の選択適用》にかかわらず、税込経理方式によるのであるから留意する。</u> <u>(注) この取扱いは、消費税が課されないこととされている資産の譲渡等のみを行う個人事業者についても適用がある。</u> (特定課税仕入れに係る消費税等の額) 5の2 <u>消費税法第5条第1項《納税義務者》に規定する特定課税仕入れ（以下「特定課税仕入れ」という。）の取引については、取引時において消費税等の額に相当する金銭の受払いがないのであるから、その取引の都度行う経理処理</u>

改 正 後	改 正 前
税等の額はないことに留意する。 ただし、個人事業者が当該特定課税仕入れの取引につき課されるべき消費税の額及び当該消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税の額に相当する金額を当該取引の対価の額と区分して、例えば、仮受金及び仮払金等としてそれぞれ計上するなど仮勘定を用いて経理をしている場合には、<u>当該仮受金又は仮払金等として経理をした金額はそれぞれ仮受消費税等の額又は仮払消費税等の額に該当するものとして、所得税の課税所得金額を計算することに留意する。</u> <u>(注) この取扱いによった場合においても、2《税抜経理方式と税込経理方式の選択適用》の適用については、税込経理方式で経理をしたことにはならないことに留意する。</u> (仮受消費税等及び仮払消費税等の清算) 6 <u>税抜経理方式を適用することとなる個人事業者は、課税期間の終了の時ににおける仮受消費税等の額の合計額から仮払消費税等の額の合計額（控除対象外消費税額等に相当する金額を除く。以下6において同じ。）を控除した金額と当該課税期間に係る納付すべき消費税等の額とに差額が生じた場合は、当該差額については、当該課税期間を含む年の事業所得等の金額の計算上、総収入金額又は必要経費に算入するものとする。</u> <u>課税期間の終了の時ににおける仮払消費税等の額の合計額から仮受消費税等の額の合計額を控除した金額と当該課税期間に係る還付を受ける消費税等の額とに差額が生じた場合についても同様とする。</u>	<u>において当該特定課税仕入れの取引の対価の額と区分すべき消費税等の額はないことに留意する。</u> ただし、個人事業者が当該特定課税仕入れの取引の対価の額に対して消費税等が課せられるものとした場合の消費税等の額に相当する額を、例えば、仮受金及び仮払金等としてそれぞれ計上するなど仮勘定を用いて<u>経理処理することとしても差し支えない。</u> (仮受消費税等及び仮払消費税等の清算) 6 <u>個人事業者が税抜経理方式を適用している場合において、消費税法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定の適用を受けたこと等により、同法第19条第1項《課税期間》に規定する課税期間（以下「課税期間」という。）の終了の時ににおける仮受消費税等の金額（特定課税仕入れの消費税等の経理金額を含む。）と仮払消費税等の金額（特定課税仕入れの消費税等の経理金額を含み、控除対象外消費税額等に相当する金額を除く。）との差額と当該課税期間に係る納付すべき消費税等の額又は還付されるべき消費税等の額（当該個人事業者が行う業務のうちに税込経理方式を適用しているものがある場合には、当該業務に係る取引がないものとして計算した納付すべき消費税等の額又は還付されるべき消費税等の額とする。）とに差額が生じたときは、当該差額については、当該課税期間を含む年の事業所得等の金額の計算上、総収入金額又は必要経費に算入するものとする。</u>

改 正 後	改 正 前
(注) 事業所得等を生ずべき業務のうち2以上の所得を生ずべき業務について税抜経理方式を適用している場合には、税抜経理方式を適用している業務のそれぞれについて、他の税抜経理方式を適用している業務に係る取引がないものとして上記の取扱いを適用するものとする。 (消費税等の必要経費算入の時期) 7 税込経理方式を適用することとなる個人事業者が納付すべき消費税等の額は、納税申告書に記載された税額については当該納税申告書が提出された日の属する年の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入し、更正又は決定に係る税額については当該更正又は決定が<u>あつた</u>日の属する年の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入する。ただし、当該個人事業者が申告期限未到来の当該納税申告書に記載すべき消費税等の額を未払金に計上したときの当該金額については、当該未払金に計上した年の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することとして差し支えない。 (消費税等の総収入金額算入の時期) 8 税込経理方式を適用することとなる個人事業者が還付を受ける消費税等の額は、納税申告書に記載された税額については当該納税申告書が提出された日の属する年の事業所得等の金額の計算上、総収入金額に算入し、更正に係る税額については当該更正の<u>あつた</u>日の属する年の事業所得等の金額の計算上、総収入金額に算入する。ただし、当該個人事業者が申告期限未到来の当該納税申告書に記載すべき消費税等の額を未収入金に計上したときの当該金額につい	(注) <u>1</u> 事業所得等を生ずべき業務のうち2以上の所得を生ずべき業務について税抜経理方式を適用している場合には、税抜経理方式を適用している業務のそれぞれについて、他の税抜経理方式を適用している業務に係る取引がないものとして上記の取扱いを適用するものとする。 <u>2 特定課税仕入れの消費税等の経理金額とは、5の2《特定課税仕入れに係る消費税等の額》のただし書により、特定課税仕入れの取引に係る消費税等の額に相当する額として経理した金額をいう。</u> (消費税等の必要経費算入の時期) 7 <u>所得税の課税所得金額の計算に当たり、</u>税込経理方式を適用している個人事業者が納付すべき消費税等は、納税申告書に記載された税額については当該納税申告書が提出された日の属する年の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入し、更正又は決定に係る税額については当該更正又は決定が<u>あつた</u>日の属する年の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入する。ただし、当該個人事業者が申告期限未到来の当該納税申告書に記載すべき消費税等の額を未払金に計上したときの当該金額については、当該未払金に計上した年の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することとして差し支えない。 (消費税等の総収入金額算入の時期) 8 <u>所得税の課税所得金額の計算に当たり、</u>税込経理方式を適用している個人事業者が還付を受ける消費税等は、納税申告書に記載された税額については当該納税申告書が提出された日の属する年の事業所得等の金額の計算上、総収入金額に算入し、更正に係る税額については当該更正の<u>あつた</u>日の属する年の事業所得等の金額の計算上、総収入金額に算入する。ただし、当該個人事業者が申告期限未到来の当該納税申告書に記載すべき消費税等の額を未収入金に計上

改 正 後	改 正 前
ては、当該未収入金に計上した年の事業所得等の金額の計算上、総収入金額に算入することとして差し支えない。 (少額の減価償却資産の取得価額等の判定) 9 令第 138 条《少額の減価償却資産の取得価額の必要経費算入》、<u>令第 139 条</u>《一括償却資産の必要経費算入》又は<u>令第 139 条の 2</u>《繰延資産となる費用のうち少額のもの必要経費算入》の規定を適用する場合において、これらの規定における金額基準を満たしているかどうかは、個人事業者が<u>これらの規定の適用がある減価償却資産に係る取引につき適用することとなる税抜経理方式又は税込経理方式に応じ、その適用することとなる方式により算定した取得価額又は支出する金額により判定することに留意する。</u> 措置法に規定する特別償却等において定められている金額基準についても、同様とする。 (資産に係る控除対象外消費税額等の処理) 10 令第 182 条の 2 第 5 項《資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入》に規定する資産に係る控除対象外消費税額等（以下「資産に係る控除対象外消費税額等」という。）については、<u>同条</u>の規定の適用を受け、又は受けないことを選択することができるが、同条の規定の適用を受ける場合には、資産に係る控除対象外消費税額等が生じた年において、その全額について同条の規定を<u>適用することになる</u>ことに留意する。 (注) 事業所得等を生ずべき業務のうち 2 以上の所得を生ずべき業務について税抜経理方式を適用している場合には、それぞれの業務に係る取引ごとに上記の取扱いを適用するものとする。	したときの当該金額については、当該未収入金に計上した年の事業所得等の金額の計算上、総収入金額に算入することとして差し支えない。 (少額の減価償却資産の取得価額等の判定) 9 令第 138 条《少額の減価償却資産の取得価額の必要経費算入》、<u>第 139 条</u>《一括償却資産の必要経費算入》又は<u>第 139 条の 2</u>《繰延資産となる費用のうち少額のもの必要経費算入》の規定を適用する場合において、これらの規定における金額基準を満たしているかどうかは、個人事業者が<u>適用している</u>税抜経理方式又は税込経理方式に応じ、その<u>適用している</u>方式により算定した取得価額又は支出する金額により判定する。 措置法に規定する特別償却等において定められている金額基準についても、同様とする。 (資産に係る控除対象外消費税額等の処理) 10 令第 182 条の 2 第 5 項《資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入》に規定する資産に係る控除対象外消費税額等（以下「資産に係る控除対象外消費税額等」という。）については、<u>令第 182 条の 2</u>の規定の適用を受け、又は受けないことを選択することができるが、同条の規定の適用を受ける場合には、資産に係る控除対象外消費税額等が生じた年において、その全額について同条の規定を<u>適用しなければならない</u>ことに留意する。 (注) 事業所得等を生ずべき業務のうち 2 以上の所得を生ずべき業務について税抜経理方式を適用している場合には、それぞれの業務に係る取引ごとに上記の取扱いを適用するものとする。

改 正 後	改 正 前
(資産の範囲) 11 令第 182 条の 2《資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入》の資産には、固定資産、棚卸資産、山林のほか繰延資産が含まれるが、前払費用（一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうちその年 12 月 31 日においてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいう。）は含まれないことに留意する。 (廃 止)	(資産の範囲) 11 令第 182 条の 2 第 1 項に規定する資産には、固定資産、棚卸資産、山林のほか繰延資産が含まれるが、前払費用（一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうちその年 12 月 31 日においてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいう。）は含まれないことに留意する。 (登録国外事業者以外の者との取引に係る仮払消費税等の金額) 11 の 2 税抜経理方式を適用している個人事業者が行う取引のうち、登録国外事業者以外の国外事業者から受けた事業者向け以外の電気通信利用役務の提供の取引に係る仮払消費税等の額に相当する金額（以下「未登録国外事業者に対する仮払消費税等の金額」という。）は、全額が控除対象外消費税額等となり、令第 182 条の 2 の規定の適用を受けることができることに留意する。 (注) 1 登録国外事業者とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 9 号）附則第 39 条第 1 項《国外事業者の登録等》の規定により登録を受けた事業者をいい、国外事業者とは、消費税法第 2 条第 1 項第 4 号の 2 に規定する国外事業者をいう。 2 事業者向け以外の電気通信利用役務の提供とは、同項第 8 号の 3 に規定する電気通信利用役務の提供のうち、同項第 8 号の 4 に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するもの以外のものをいう。 (新 設)
(適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税等の処理) 11 の 2 国内において行った消法第 2 条第 1 項第 7 号の 2《定義》に規定する適格請求書発行事業者以外の者から行った同項第 12 号に規定する課税仕入れ(特定課税仕入れ並びに消法令第 46 条第 1 項第 5 号及び第 6 号《課税仕入れに係	

改 正 後	改 正 前
<u>る消費税額の計算》に掲げる課税仕入れを除く。）に係る取引について税抜経理方式で経理をしている場合であっても、その取引の対価の額と区分して経理をした消費税等の額に相当する金額を当該課税仕入れに係る取引の対価の額に含めて所得税の課税所得金額を計算することになることに留意する。</u> <u>(注) この取扱いによった場合においても、2《税抜経理方式と税込経理方式の選択適用》の適用については、税込経理方式で経理をしたことにはならないことに留意する。</u> <u>(控除対象外消費税額等の対象となる消費税法の規定)</u> <u>11 の3 税抜経理方式を適用することとなる個人事業者が国内において行う課税仕入れ等（消法第2条第1項第7号の2《定義》に規定する適格請求書発行事業者以外の者から行った同項第12号に規定する課税仕入れ（特定課税仕入れ並びに消法令第46条第1項第5号及び第6号《課税仕入れに係る消費税額の計算》に掲げる課税仕入れを除く。）を除く。）につき、例えば、次の規定の適用を受ける場合には、当該規定の適用を受ける取引に係る仮払消費税等の額は、控除対象外消費税額等となることに留意する。</u> <u>(1) 消法第30条第7項及び第10項から第12項まで（同条第7項及び第11項にあつては、ただし書を除く。）《仕入れに係る消費税額の控除》</u> <u>(2) 消法第36条第5項《納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整》</u> <u>(経過の取扱い(1)…改正通達の適用時期)</u> <u>別に定めるものを除き、この法令解釈通達による改正後の取扱いは、令和5年10月1日以後に国内において個人事業者が行う資産の譲渡等（消法第2条第1項第8号《定義》に規定する資産の譲渡等をいう。以下同じ。）、国内にお</u>	(新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>いて個人事業者が行う課税仕入れ（同項第 12 号に規定する課税仕入れをいう。以下同じ。）及び保税地域（同項第 2 号に規定する保税地域をいう。以下同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第 11 号に規定する課税貨物をいう。以下同じ。）に係る消費税について適用し、同日前に国内において個人事業者が行った資産の譲渡等、国内において個人事業者が行った課税仕入れ及び保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。</u> <u>（経過的取扱い(2)…適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置）</u> <u>個人事業者が国内において行った課税仕入れ等につき、所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号。以下「平成 28 年改正法」という。）附則第 52 条第 1 項《適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置》（消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 135 号。以下「平成 30 年改正令」という。）附則第 22 条第 2 項又は第 3 項《適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置》の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受ける場合には、この法令解釈通達による改正後の 11 の 2《適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税等の処理》の取扱いは、適用しない。この場合において、当該課税仕入れ等に係る取引について税抜経理方式を適用するときは、所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 131 号）附則第 11 条第 3 項《資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する経過措置》の規定による読替え後の令第 182 条の 2 第 5 項《資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入》に規定する当該課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額をこの法令解釈通達による改正後の 1</u>	

改 正 後	改 正 前
<u>13)《用語の意義》に規定する仮払消費税等の額とする。</u> <u>平成 28 年改正法附則第 53 条第 1 項《適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置》（平成 30 年改正令附則第 23 条第 2 項又は第 3 項《適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置》の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合についても同様とする。</u>	